

1. 中山間地域等直接支払制度の実施状況(見込み)

(1) 集落協定

- 第3期対策では、対象集落の88%となる394集落で取り組みを実施。
集落協定数は複数集落での協定締結により324協定。
- 体制整備活動は、集団的サポート型の創設により、全協定数の86%となる279協定で取り組まれ、第2期対策と比べて実施率は19ポイント増加。

	第2期対策 (平成21年度)	実施率 (%)	第3期対策 (平成22年度)	実施率 (%)
集落協定数	333		324	
体制整備活動	222	67	279	86
基礎活動	111	33	45	14
対象集落数	450		450	
協定締結集落	396	88	394	88

基礎活動：農業生産活動や水路・農道の維持管理活動、多面的機能の増進活動を5年間継続して取組。

体制整備活動：基礎活動に加えて、次のA～C要件のうち1つ以上を選択して取組。

- ・A要件：生産性・収益の向上、担い手育成の取組。
- ・B要件：集落を基礎とした営農組織の育成、担い手集積化の取組。
- ・C要件：集団的かつ持続可能な体制整備[集団的サポート型]の取組。

■(2) 取組面積と交付金額

- 取組面積は、第2期対策と比べ新たに196haで取り組みが開始されたが、担い手不足やリーダーの不在などによる取り組みの断念や縮小等により227ha減少し、全体では31ha減少の4,590ha。
- 一方で、体制整備活動面積は、農業生産活動の体制強化を図る集团的サポート型の取り組みにより、763ha増加し、4,162ha（全体の91%）。
- 1ha以下の小団地や飛び地などの農用地要件の緩和により、対象農用地面積が増加したことに加え、取組面積が減少したため、実施率は2ポイント低下。
- 交付金額は体制整備活動の増加に伴い21百万円増加。

		第2期対策 (平成21年度)	第3期対策 (平成22年度)	増 減
取組面積(A)	ha	4, 621	4, 590	△ 31
体制整備活動面積	ha	3, 399(74%)	4, 162(91%)	763(17%)
基礎活動面積	ha	1, 222(26%)	428(9%)	△794(△17%)
対象農用地面積(B)	ha	5, 111	5, 236	125
実施率(A/B)	%	90	88	△ 2
交付金額	百万円	727	748	21

III (3) 農業生産活動として取り組むべき事項

① 耕作放棄地の発生防止活動

○農地の法面管理（263協定）、耕作できなくなった農地の賃借権設定や農作業の受委託（119協定）などの取り組みにより、全ての集落において集落ぐるみで耕作放棄地の発生防止に向けた活動を実施。



法面の管理(草刈り)



農作業の受委託

② 水路・農道等の管理活動と多面的機能の増進活動

○全ての集落において、集落ぐるみで草刈りや江ざらい等の管理活動（水路約1,382km、農道約2,195km）を実施。

○周辺林地の下草刈り（180協定）や景観作物の作付け（94協定）などの農村景観の保全・形成活動を実施。



水路の管理活動(江ざらい)



道路の管理活動(草刈り)

(4) 自律的かつ継続的な農業生産活動等 (体制整備活動)

【A要件:生産性・収益の向上、担い手育成等の取組】

○集落ぐるみで機械・農作業の共同化(36協定)、協定農用地の拡大(14協定)、協定参加者が自ら農道舗装等を行う農業生産条件の強化(8協定)などの取り組みを実施(体制整備活動の15%)

【B要件:営農組織の育成、担い手への集積化の取組】

○集落を基礎とした営農組織の育成(23協定)、担い手集積化(20協定)の取り組みを実施(体制整備活動の15%)

【C要件:集团的かつ持続可能な体制整備[集团的サポート型]の取組】

○農業生産活動等の継続が困難となった場合の引き受け手(集落営農組織等)をあらかじめ協定に位置づけることにより、農業生産体制を強化(体制整備活動の91%)



-2- 機械の共同利用による農作業

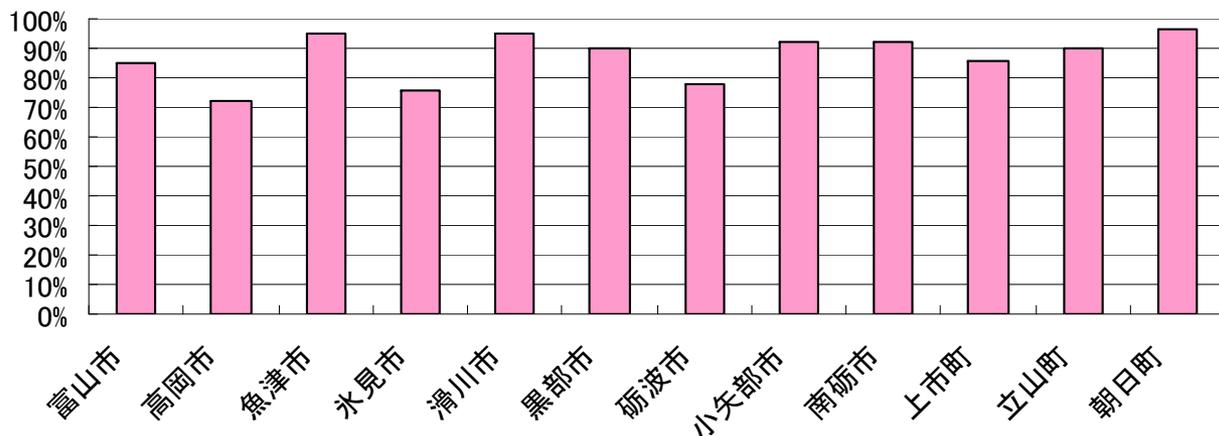
営農組織による農業生産活動

集团的サポート型の取組に向けた話し合い

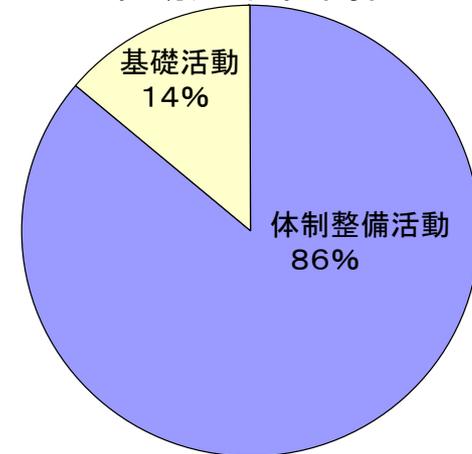
2. 平成22年度の実施状況の評価

- 第3期対策では、高齢化に配慮したより取り組みやすい制度に見直されたが、過疎化・高齢化の進行による担い手不足やリーダーの不在などにより、取組面積が若干減少した。しかし、県内の実施率は依然として88%と高い水準にある。
- 市町村ごとにみると、魚津市ほか6市町では90%以上の取り組みとなっているが、氷見市ほか2市では、70%台の取り組みに留まっている。
- 取り組みを行っている全ての農地において、耕作放棄地は発生しておらず、農地の保全に高い効果がある。また、本制度の取り組み集落において、約10haの耕作放棄地が解消されている。
- 体制整備活動に取り組む協定数の割合は86%と増加したものの、残りの14%は依然として基礎活動に留まっている状況にある。

市町村別実施率



活動別取組割合



3. 平成23年度の取組

○取組面積の維持・拡大

現行の取組水準を維持するとともに、今年度は、第3期対策の初年度であり、協定締結に向けて話し合いを続けている集落があることから、こうした集落を中心に更なる取組面積の拡大を図る。

○体制整備活動への取組の推進

集团的サポート型等への更なる取り組みの推進により農業生産体制の強化を図る。

○企業やNPO等と連携した協働活動の推進

担い手不足やリーダーの不在などの課題に対応するため、企業や団体などの新たな担い手と連携した協働活動を推進する。